

# 平成26年度 第2回 文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成27年 2月 6日（金）

午後 3時30分～午後 5時

会 場 県庁 本館棟 教育委員会室

## 1 開会

○高橋課長補佐兼文化財係長

ただ今から、平成26年度第2回長野県文化財保護審議会を開会いたします。最初に長野県教育委員会伊藤学司教育長からごあいさつ申し上げます。

## 2 伊藤教育長挨拶

開会に当たり、一言 ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日ごろ本県文化財保護行政に対し、ご指導ご尽力お力添えをいただいておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。また年度末の大変お忙しい中、本日は午前中からの審議と大変長時間の審議でございますけれども、ご協力をいただきまして、本当に感謝申し上げます。

本日は、昨年9月のご委嘱後、初めての審議会として、開催させていただきました。午前の会議で、改めて会長に選出されました井原会長さんをはじめ、各委員の皆様におかれましては、今後とも本県の文化財保護行政に、格別のご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

さて、文化財保護行政を進めております県教育委員会といたしましては、地域の文化的・歴史的資産の確実な継承を図るため、委員の皆様のご支援ご指導をいただきながら、文化財の指定、更には文化財の整備活用・修理等の支援を進めているところでございます。

昨年は2月の豪雪、また7月の木曾郡南木曾町における土石流災害、9月の御嶽山の噴火、そして11月の県北部を震源とする神城断層地震と災害に見舞われた一年として記憶に残る年となりました。ことに11月の地震では白馬村の重要文化財「神明社」、小谷村の県宝「大宮諏訪神社本殿」、大町市の重要文化財「旧中村家住宅」長野市の県史跡「戸隠神社信仰遺跡」など多くの被害がありました。文化財の防災や修復などの災害対応につきましても、喫緊の課題として改めて心に刻む契機となったところでございます。現在、文化庁や市町村教育委員会と調整をさせていただきながら、それぞれ復旧等にとりかかっているところでございます。

災害が頻発し、大規模化する様相を見せる中で、地域でお互いに助け合う「共助」の大切さがますます注目されるようになってきております。地域共同体を結び付ける絆として、文化財がたいへん重要な意味を持つてくるものと改めて感じているところでございます。

一方昨年は県内の明るい話題も多い一年でございました。茅野市出土の土偶通称「仮面の女神」が県内におきましては19年ぶりに8件目の国宝と指定され、信州の縄文文化に一層の関心が集まりました。その他にも、中野市の柳沢遺跡から出土いたしました青銅製の祭器ごんがかんがなどが重要文化財に、「和合の念仏踊」が重要無形民俗文化財に、飯田市の「恒川官衙遺跡」が国史跡に指定され、「千曲市いなりやま稻荷山伝統的建造物群保存地区」が県内では6件目の重要伝統的建造物群保存地区へ、本年に入ってから「小菅こすげの里及び小菅山の文化的景観」が県内2件目の重要文化的景観に選定されてまいりました。また、登録有形文化財も44件が新たに登録され、合計473件となっております。今後は指定等された文化財の適切な保存と共に、その公開・活用が大きな課題となってくると考えております。

県におきましても文化財の保存・公開・活用を一層進める方策といたしまして、ちょうど本日の午前中來年度の予算の案を決定させていただいたところでございます。地域の伝統行事である無形民俗文化財を次世代に継承するために、地域全体で継承する意識醸成を図るとともに、モデル地区が行う担い手人材確保等の取り組みを支援していく「地域で守る伝統行事芸能継承モデル事業」、文化財を後世に維持・継承していくため、保存整備だけでなく文化財情報の発信・活用を一体的に行う「文化財の活用による地域活力創出事業」を計画しておるところでございます。

本日は、県宝等への指定につきまして、4件の答申に向けてのご審議をお願いしております。また、新たな県宝の指定に向けまして、2件の諮問を予定しております。

午前からの各部会審議に引き続きまして、長時間に及ぶ日程でございますが、なにとぞご審議のほどをよろしく申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 3 井原会長挨拶

#### ○高橋課長補佐兼文化財係長

続きまして、長野県文化財保護審議会の井原今朝男会長から、ごあいさつをいただきます。

## ○井原会長

私からごあいさつ申し上げます。今も教育長からお話がありましたように、私ども文化財保護審議会は、文化財についての新しい時代に即した価値を県民の皆様に発信をしていく専門的な仕事を担っております。

今日も諮問が出る訳ですが、委員の皆様にはぜひお願いしておきたいのは、文化財の指定した新しい価値を一番最初に知っていただければならないのが、地元の方々だと思っております。そこからスタートして、文化財の価値が地域の中の活性化に役立って行くことになると思います。そのためにも、皆様方の調査していただき調査書、新しい発見された史実・事実、その史料価値の大きさというものを、まず地元の教育委員会、地元の文化財関係者、そして地元の住民に知っていただくことが非常に重要な活動になっていると思っております。このところ、大変予算の厳しい中で、文化財の活用に向けての教育委員会の努力も今お話のあったように進んでいますので、私ども委員としましても、その資料的な価値が地元へ広がり、そして活用される中で文化財の命が輝くのだと思っておりますので、ぜひご協力を私の方からお願い申し上げます。

二点目は、長野県の文化財の指定物件は非常に分野別に偏りがございます。今までどうしても、進んできた所と、遅れている所がございます。特に仏教美術関係の方は遅れており、調査がなかなか入っておりませんでした。それで、絵画と彫刻が二人体制となり、今度もお陰さまでまた二人体制が継続をしております。それから近年特に生物の多様性が注目され、列島の中で大地溝帯のここが一番多い所といわれています。これは私も関係しております、総合地球環境学研究所の共同研究の方でも今注目されているのが、日本海溝から日本海に向けての調査で9000メートルから日本海のレアメタルの調査では、水産庁・環境省などが取り組んでおります。ところが、大地溝帯の生物多様性の調査は、非常に陸上部分が遅れているそうです。鉱物・植物・動物分野では、確かに私どもの名勝・天然記念物の方でも遅れております。

そういう中でこの4月に妙高戸隠が分かれて一つの国立公園になりました。ここは今でこそ長野県と越後・新潟県で行政が違っておりますが、かつては一緒だった訳です。徳川家康の息子の忠輝は川中島藩の藩主と高田藩の藩主を兼ねております。ここを一体として開発をし、調査もしてございました。家光の時も、戸隠別当の俊海が妙高関山の別当も兼ねておりました。この調査を一緒に進めて、大久保長安が戸隠・佐渡の金山から、鉛山関係のものを江戸へ全部運んだ訳です。妙高戸隠連山の一体性というのは立山に続いておまして、この地域は日本列島の中でも最も火山活動が盛んで、壮年期地形の多い角礫岩の地帯で、そこで九頭竜信仰が広がっている。そういう新しい植生の研究・調査も今後の課題

となっている所でございます。従って私どもの方でも委員の新しいメンバー、今までも亀山先生・公文先生にご努力いただいた訳ですが、新しいメンバーを加えて、長い目で十分に調査しながら、全国的な文化財行政もここだけ遅れないようにぜひ頑張っていたいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋課長補佐兼文化財係長

ありがとうございました。

伊藤教育長でございますが、公務の関係から、ここで退席させていただきます。よろしく願いいたします。

#### 4 会議について

○高橋課長補佐兼文化財係長

それでは、議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、会長が議長となる旨が長野県文化財保護条例第42条第1項に規定されておりますので、井原会長さんをお願いいたします。

○井原会長

それでは規定に従いまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。

始めに本日の議事録署名委員を指名いたします。土本委員、熊田委員さんをお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音については、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。本日も従来と同様に許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

ご異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音について、これを許可します。

#### 5 答申文化財の審議

○井原会長

それでは、前回までに本審議会に諮問された案件について審議したいと思いますので、議案にそってお願いします。

○井原会長

この案件は前審議委員より、私が引き継ぎを受けていますので私から説明させていただきます。審議会資料の9ページをご覧ください。

これは「絹本著色善光寺如来絵伝」3幅です。善光寺の淵之坊所有ですが、もともとは、近江の蓮華寺にございました。幕府滅亡の時、六波羅軍がここで全滅したところがございます。このお寺にあったものを淵之坊さんが購入した物でございます。時代の方は室町後期と判明しました。その概略を説明させていただきます。

物件は3幅ございまして、1幅から3幅までの特徴でございますが、1幅は牛頭天王が描かれており、他の善光寺如来絵伝に見られない珍しいものです。この図から室町のものであろうと判断できます。1幅、2幅は普通「聖徳太子絵伝」と言われております。中身は聖徳太子信仰に係る事でございます。3幅目が一番の特徴でございます、13ページにございますのが3幅目の写真に善光寺に五重の塔が描かれておまして、<sup>しゅもくづくり</sup>撞木造の建築方式が描かれております。特にこの下段の部分に善光寺の境内が大きく描かれていますが、この部分に描かれておりますのがこの絵伝の一番の特徴でございます。棒を持っているのが当時『非人頭』と言われた者で、寺檢非違使の支配下に置かれた『非人』でございます。それから当時『いざり』と言われた者、戸板に乗った者ですが当時『癩病人』と言われた者でございます。多くの人が食物などを貰っているところがございます。これは当時『非人施行』と言われた場面を描いたものでございまして、この『非人施行』の絵として非常に特徴的で資料性の高い物でございます。善光寺は鎌倉時代から『非人施行』の場所であり、非常に信仰を集めておりました。その施行が描かれていることでこの絵が非常に高い価値を有しているのでございます。

「善光寺如来絵伝」は一般的に先程の「聖徳太子絵伝」とセットで構成されております。全国に残るものは、15ページに記載されておりますが今のところ9点確認されております。そのうち、一番古い根津美術館の物は重要文化財、また他の絵伝でも重要文化財の物があります。山梨県のものが県の指定、そして今回、長野県のものが県指定の審議になっております。

特に3幅目に関して、庶民の信仰の絵解きに使用された可能性が高く、庶民に向けて製作された物だと考えられます。これが、親しみやすい表現につながったであろうと考えられます。以上の所見から、参詣曼荼羅に近いことや、絹目が粗いことから見て室町後期の製作であると判断したいとなっております。

指定基準でございますが、素朴な絵画様式で描かれた庶民的な縁起絵であることや、他には見られない特殊なモチーフが描かれていることを評価し、県宝に相応しいと判断し指定したいと考えております。以上が私からの説明です。

今の説明に何かご質問ございますか。よろしいですか。それでは、本物件が長野県宝にふさわしい旨、答申したいと思っております。

それにご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

ありがとうございます。

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

○井原会長

では、続きまして「藤原時盛願文」についてご審議をお願いいたします。

これは、私の担当です。16ページをお開きください。これは書跡、古文書の2つの分野での指定でお願いしたいと、考えております。

諮問の方ですが、「藤原時盛願文」となっておりましたが、本日、部会でその前に名字を入れてほしいとの審議があり、資料の16ページにございますが、「伊賀藤原時盛願文」ということで名字を先に入れていただきたい。この点中心にご議論いただきたいと思っております。

これはなぜかということなのですが、今まで時盛の名字が分からずに氏名（うじな）で呼んでいたわけでございます。今回初めて伊賀氏のものであることが判明したので県宝に指定をしていただきたいということでございます。これがなぜ伊賀氏であることが重要なのかということをご説明させていただきます。この史料の所蔵者が福満寺というお寺でございますが、この福満寺は平安時代に、16ページの理由のところでございますが、保元の乱のときに平正弘の所領であったことがわかっております。この平正弘の所領が保元の乱で負けたものですから、そっくりそのまま後白河院の御院領になって、その後、平清盛の一門がここを支配します。ところが、源平争乱で平清盛の一門が負けますので、そのまま頼朝の所領に変わったわけです。したがって、その地頭が今まで誰にあたるのか分からなかったわけでございます。

この一連の地域は、17ページに入りますが院政期から鎌倉期にかけて仁科御厨、矢原御厨、小川荘から麻績御厨、布施御厨、富部御厨、

市村高田荘という安曇から長野にかけての一带の山間地が全て平氏所領になっていたわけです。それが伊勢平氏所領の正弘と子どもたち、それから平維綱の一派の方々が作った仏像文化財がすべて重要文化財になっております。仁科御厨では千手観音、小川荘では院庁下文が重要文化財、麻績御厨では薬師如来像が重要文化財、こういうふうになっておりまして、この一带が大変な文化財の集中地帯になったわけです。

ところが、これらのところが平氏から頼朝の所領になり、鎌倉時代の麻績になりますと、ここが政所執事伊賀光宗の子孫であります伊賀頼泰が麻績の八条矢倉村を持っていたことが分かりました。その系図が18ページの真ん中のところに書いてございます。伊賀光宗のお父さんが朝光という方で、先程出てきました後白河院の蔵人所の雑色であったわけです。したがって、その息子たちが頼朝の家来としてそっくりそのままこの地頭職を引き継いだ。それで、光宗から宗義、光政、兼光と続きます。この兼光という方が鎌倉幕府六波羅の引付頭人でありながら後醍醐天皇の副臣に寝返って幕府を倒す時に六波羅をつぶした方でございます。この一派がここを所領として持っていたということで御家人が伊賀氏であることが分かったわけです。

問題は、なぜこの伊賀氏の光宗が麻績御厨と関係があったかが分からなかったわけです。それが、20ページに入りまして宮内庁所蔵の資料で「信生法師集」という和歌の本が宮内庁で見つかりました。この中に塩屋朝業が1225年に京都から姨捨山の麓に住んでいた伊賀式部光宗のところを訪ねたという記録がそのまま出てきております。「かの式部こもり侍るところをば、麻績となん申侍る」とございまして、ここに麻績に住んでいたということが分かりまして、伊賀光宗が麻績に配流になった。したがって、その子孫が地頭としてここにいたということが分かりました。一度分かりますとこれの関連資料が次から次へと出てまいります。先程の系図のところでございますが、光宗の兄貴にあたります長男が光季と言いまして、18ページの一番上のところに系図がございまして、長男の光季が京都守護でございまして、承久の変の時に真っ先に血祭りにあげられて殺された人でございます。2番目の光宗、これは流された人ですが、この人が政所執事、鎌倉幕府の政所の執事で、今でいう官房長官を務める。ナンバー1は北条義時、執権になるわけです。それから、光季、朝光、光重とありまして、一番下に女子と出てきていますが、娘でございます。その娘がこともあろうに北条義時の後妻に入っているのです。したがって、この伊賀氏は北条一門の嫁さんの実家ですので、鎌倉幕府のナンバー2であったわけです。

その一族がずっと鎌倉時代ここに勢力を張って、兼光が幕末の時に大きな働きをすることになります。それが22ページであります。

22ページで、国の重要文化財になっているわけですが「日光菩薩」「月光菩薩」が元徳4年の1332年の2月2日に作り出されていることがわかっております。ところがここに、「檀那当寺別当 僧永秀」とあるのみで、伊賀氏の一門の俗別当の名前が書いてございません。これがなぜ、伊賀氏が当然作ったのに、伊賀と名乗れなかったのかということなのですが、ちょうど1332年は、この前の年、元徳3年1331年に後醍醐天皇の意を受けて、幕府を倒幕するための調伏祈祷をやっていて、これが幕府に露見をして弾圧された真最中だったわけです。したがって、その翌年、この仏像が作られて、目的は何かと言うと「当郷安穩、興隆仏法の故なり」ということで、この日光・月光が作られたということが今回分かってきたわけです。

伊賀時盛の願文が28ページにございます写真です。書道史の史料としても重要です。御家人は通常は和様の法性寺流など、日本の和様の書流を習っております。安達泰盛も世尊寺流です。ところが、この文書を見てくださいとわかりますように、和様ではなくて、宋朝楷書の筆法なのです。和様はトーンツーと書道で習いますが、トーンツー、トーンツーの二折しかございません。宋朝楷書の特徴で、張即之の中国の書法を日本に入れた蘭溪道隆の書でございます。北条氏をはじめとして、ほとんどの御家人の文書は右筆が書いてございまして自筆のものは残っておりません。北条時宗の自筆は花押だけしかございません。その中であって、これは時盛の、伊賀氏の自筆でございます。現在、伊賀氏の自筆につきましては、26ページのところに飯野八幡宮が出ております。「宮城県」と書いてございますが、「福島県」と訂正してください。福島県のいわき市飯野八幡宮、ここにございます伊賀氏の直筆の文書は国の重要文化財になっております。それから、高野山文書の中に伊賀兼光の自筆状がございます。これも高野山文書で国の重要文化財になっております。したがって、この伊賀時盛の文書が書道史の上で、御家人が書いた自筆の史料として、しかも宋朝楷書の史料として、書道史の上で非常に貴重な史料ということで指定の理由にしております。

それからもう一つ、この史料は宗教文書なのです。この中味が願文でございまして、経典の名前が書いてございます。今まで法会を行う時の経の選択は僧侶がするものだという風に、ずっと考えられていたわけですが、これは藤原時盛が自分と娘と妻のために安穩、長寿を依頼するために読んで欲しい経典をぜんぶ挙げてあるのです。これが非常に珍しいものでありまして、全国でこうした経典を指定した宗教文書と言うのは、今のところ数点しかございません。しかも、この中に北斗法の勤修があがっております。ところが、北斗法の勤修というのは、将軍家の祈祷なのです。妙見信仰、北斗七星を祈祷して守るということでございます。



これが、もう鎌倉時代の末に、こともあろうに長野県の福満寺で行われていたということが分かる史料で、非常に貴重な史料でございます。

そういう意味で県宝に十分に値するというので、指定基準の書跡、古文書と言うことで調査票を作られていただいたということでございます。以上が私の方からの説明でございます。

○井原会長

ただいまの説明につきまして質疑がありましたら、発言をお願いいたします。

では、部会でも問題になりました修正の個所の確認をお願いします。21ページの上から二段落目に「伊賀氏は」というところがあるのですが、上から16行目、元亨二年（一三二二）年の「二」がひらがなの「に」になっていますので、数字の「二」に直してください。それから、26ページの上から12行目、「鎌倉御家人藤原姓伊賀氏の書状原本は、宮城県」になっています。これを「福島県」に直してください。その訂正の確認をお願いします。質疑の方、よろしいでしょうか。

それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思えます。これにご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

ありがとうございます。では、県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。名前の方は名字を入れた形で、「伊賀」を頭に入れて決定させていただきます。

では、続きまして「魚形線刻画土器」につきまして、ご審議をお願いいたします。この案件につきましては、担当の会田委員からご説明をお願いします。

○会田委員

では、30ページをお願いいたします。考古資料の中で「魚形線刻画土器」1点、飯山市の山ノ神遺跡から出土した土器の破片でございます。これは飯山市の山ノ神遺跡から昭和47年、発掘調査によって出土した遺物です。

遺跡は標高380メートル前後、直線距離で海岸まで約40キロの位置にあります。発掘調査では、特にこれといった遺構、要するに住居址とか、特別なものは見つからずに、集石遺構1基の中の大量な土器の中に混じ

って出土した、ほんとに破片です。従いまして、「こんな破片が」というものですが、32ページ、33ページ、ほぼ実大の大きさにモノが載っていますので、見ていただければお分かりの通り、ただの土器の破片です。こんな破片が果たして本当に県宝か、と思われては困りますので、説明を申し上げます。

遺物の概要ですが、この土器片は口縁部の約四分の一を残すぐらいです。推定の口径は、口縁部の形をみると、正円には見えずに、どうも楕円形状をしているらしくて、したがってはっきりした大きさが推測できません。ほぼ12センチメートルから20センチメートルぐらい、その33ページの絵のような大きさになると思います。これは多分短い方の部分をとっています。高さが8センチメートルから10センチメートルくらいという非常に小さな皿形といえますか碗形の土器の一部のかけらになります。

これが県宝として今回あげた理由は、以下文様についてであります。文中に書いてありますとおり、口縁部に二本の線でもって、この土器の型式をあらわす特徴的な文様が入れてあります。その下に線刻、土器を焼く前につけた細い線の絵が描かれているわけですし、33ページの絵のとおりであります。あと拓本図とあわせて見ていただけるといいかと思えます。大きさもほぼ実大の大きさに、そこにシュモクザメの絵が描かれているということでもあります。線刻画は平行沈線の下線に接して魚の頭部を粘土紐の貼り付けで表現して、ちょっと飛び出た眼の表現、胴部下半部に向けて魚の体部や背鰭、尾鰭を棒状工具で線刻しているというものです。おもしろいのは、頭はどう見ても正面ないしは平面、上から見たようにシュモクザメ特有のシュモク状の頭部の形を描いているのですが、体の方は側面から見た絵になっています。鰭が描いてあるわけでありまして、そのように縄文土器特有の、これをデフォルメといっているかどうかわかりませんが、正確な描写とは違って縄文人風に、解剖学的にといいますかシュモクザメであることがわかるような絵にしています。そういう意味におきまして、縄文時代の原始芸術特有の表現方法がここによく表れていると見ています。

時期的には縄文時代の晩期、私どもが専門的に言いますところの佐野Ⅱ式土器というものでほぼ間違いのないものと考えます。なお、この線刻された魚については、東京海洋大学の河野教授にコメントをいただいております、シュモクザメということでもあります。

指定基準ですが、これは考古資料のなかの縄文時代及びそれ以前の遺物で学術上重要なもの、その学術上重要なものの指定理由をこれから読み上げます。『本物件は、土器焼成前に線刻で描かれたものであり、縄文時代晩期の佐野Ⅱ式期の所産であることは確実である。縄文時代に

において、動物を表現した資料は、動物形土製品もしくは土器の把手や文様の一部を立体的に装飾したものが知られている。線刻された動物絵画資料は、千葉県市川市権現原貝塚出土の土器に描かれたイノシシとみられるもの等ごくわずかで、魚類を描いた物件はない。このため、列島における原始絵画の歴史を知る上で貴重である。また、在地土器と大差ない粘土で作られた土器に（これはある程度の胎土分析等をしていただいた結果によるものですが）、シュモクザメの特徴を的確に表現していることから、地理的にみて日本海沿岸部の情報が飯山まで入ってきていることが想定される。縄文時代晩期における日本海の沿岸部との交流の深さをうかがい知ることができる重要な考古資料となる。』ということでもあります。

胎土分析等は、目視による分析なのですがほぼ在地の土器と考えてよいということでありまして、もしそういうことになりましたと、先ほど言いましたように40キロメートル離れた海岸部へ行ってシュモクザメを見ている可能性もあり、あるいは海岸部から人が来て作られている可能性もあり、いずれにしても内陸部の飯山と海岸部の人たちとの交流を明らかにしています。ここで新幹線も開通しますけれどもまさに、それにうってつけの情報交換をしているということが、縄文時代にすでにあったことがわかります。以上のような内容でこれを県宝に指定していくことをお願いしたいと思います。以上、簡単な説明になりますが終わりにします。

#### ○井原会長

ありがとうございます。ではご質問ご意見お願いします。

これについてはシュモクザメ、前はサケかどうかという議論をしていましたが、シュモクザメに決まったことにより、縄文晩期の生態や環境、気候変動などの新しい知見は出たのでしょうか。

#### ○会田委員

環境まではちょっと考えを及ばしていないのですが、千曲川にサケが上がってきた記録があって、今もそうなのですが、サケとする説もあります。それだと現実的に目の前にいるサケをとるので、サケの絵を描くことは極めて合理的な考え方なのですが、この絵を見て、先ほどの専門家の先生などのご意見もあるとおりに、サケとはいえないいくつかの理由があります。例えば頭、これはもう、これをサケだとするとこの頭はなんだ、という話になるのです。この頭の表現がシュモクであるということです。ただサケだとしてもサメだとしても背鰭が描かれていないのはいまひとつ腑に落ちないところです。井原先生がおっしゃ

った問題は多分千曲川に、これをサケだとすると千曲川にサケがどんどん昇ってきたという環境につながるということだと思いのすけれど、サケではないというのが我々の結論です。むしろ環境のこともありますが、海岸部と内陸部、さらに善光寺平を中心に今まで東西文化の交流という言い方が多かったのですが、もう一つ、日本海と太平洋を結ぶ南北文化の交流が古い時代からあるということが、これでもまた言えるということの方が大きなことだと思います。

○井原会長

ありがとうございます。中村先生、シュモクザメは日本海ではごく普通に、この時代から普通にいるものなのですか。

○中村委員

今それを聞こうと思っていました。たくさん獲れて目に付くものなのか、それともたまたま獲れたものなのかということで、現在の状況はどうなっているのですか

○事務局 櫻井

事務局の櫻井と申します。私のほうで東京海洋大学の河野先生にお話を聞いてまいりましたが、たくさん、というのはどれくらいの量か、ということはありませんけど、出現することはそう珍しいことではないというお話はいただいております。以上です。

○中村委員

はい、ありがとうございました。

○井原会長

ほかにご意見はございますか。

○吉村委員

シュモクザメの頭部のところは粘土ひもの貼り付けで表現されていると書いておりますが、そうすると、貼り付けと線刻と両方の技法が使われていると思うのですが、これは特に区別をする必要はないものですか。

○会田委員

はい、区別する必要はないものと思います。むしろ、頭の部分をちょっと盛り上げて、更に眼の部分をぽつんと貼り付けて強調している、強調する部分は特徴をより強調している意味合いがあるということです。

○吉村委員

ありがとうございました。

○井原会長

ほかにご意見はありますか。

○会田委員

一つ落としました。いろいろ類例を探してみたのですが、あまりこういった線刻の文様、あるいは絵画的なものは類例がありません。時期が縄文晩期でありまして、弥生時代になりますと線刻画はさまざまな形で出てきます。家の文様があったり、人の顔があったりいろいろあります。多分、これらに繋がっていくものではないかと、個人的に考えています。

○井原会長

よろしいでしょうか。では、本件を長野県宝に指定することが適当である旨答申したいと思います。ご異議ありませんか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

ありがとうございます。では、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

続きまして「戸隠神社太々神楽」についてご審議をお願いします。担当の入江委員から説明をお願いします。

○入江委員

戸隠神社楽部が伝承しています戸隠神社太々神楽、太々神楽についての説明が欠けているのですが、ここで現在行われているのは、天岩戸の演目を最後のクライマックスにもってきている、神楽の分類でいえば、いわゆる岩戸神楽といわれている分類の神楽です。江戸時代から神楽を専門とする神職によって、担われてきたものです。

由来のところを要点だけたどりませんが、神楽をやっている証拠になる文書としては、1748年、延享5年というのが今回の調査の途中で、戸隠神社から示されましたので、この頃から行っていたことははっきりします。もちろんその前から行っていたと思います。なぜこういう文書が残っているのかといいますと、神楽を奉納するについては、お金を集め

て奉納するわけなのです。その資金をまた、貸し出ししたりして利子を目的とする、そういう文書がたくさん作成されています。

私が一番気になったのは、明治元年神仏分離令によって、戸隠の衆徒が還俗をする、そして戸隠神社となる、その後全国的に明治3・4年頃から神祇省、後の教部省から神職による神楽の演舞を禁止するという布達があちこちに出ています。戸隠にもそういうものが来ているのではないかと思ひまして、文書探しをお願いしましたら、明治4年に禁止令がとどいていることが分かりました。配付資料に私は「届いているらしい」と書きましたが、「らしい」は消してください。はっきりと、当時の中野県庁から「致すまじき事」という、そしてそれを戸隠が「恭しく承りました」という文書がでてまいりました。

この神楽が禁止されている間に、前回も申し上げましたけれど、倭舞を習いに旧衆徒の方々が東京に行って、そこで集中的に倭舞を習っています。この倭舞は、春日大社に伝わる舞でして、どうも国策の一環として上から奨励された舞だったようです。この富田光美という方は、奥さんの静子さんが巫女舞をやり、富田さんご夫妻で大阪とか、出羽三山とか、あちこち倭舞を伝授のために活動しています。後に戸隠にもいらっしゃるのですが、最初はこちらから上京して一生懸命毎日のように習って、装束とか楽器を購入して帰ってきます。そして、すぐその年の内に、とにかく倭舞を披露しています。

明治11年の「戸隠神楽再興之願」も文書を確認させていただきました。長野県庁に全国的に他の神社でも、そろそろ、あちらでもこちらでもやっているの、私たちもぜひ復活させてくださいという嘆願書を出しています。実は復活してよいという文書は確認できなかったのですが、明治13年には、江戸時代以来の太々神楽を含めて、神楽の奉納がされているので、その間、つまり明治12年頃には、神楽再興の許可が出たらしい、これは「らしい」です。文書を確認できていませんので。

ちょうどその頃、吉備楽の舞、これも全国的な流行があったようで、かなり上層階級の家庭楽としても、あるいは現在に至る、金光教とか黒住教の祭典楽としても流行していたものなのですが、それを習っています。35ページの下から3行目なのですが、明治14年の記録によりますと、倭舞を何と何、それから、神楽というのは、従来の神楽ですけど身滌の舞と巫女の舞、それに吉備楽の舞というように3つの種類の舞をそれぞれ、二座あるいは、五座ずつ集めてひとつの儀式、ここでは神式といっておりますけれど、式次第としてやっているのです。これは本当に予想外のことで、半年、いや1年前には分からなかったことでした。これも、当時のいろいろな文書を戸隠の二澤先生に探していただいて分かったことです。

明治16年、長野県庁へ出した「戸隠神社社務所規則条件」これは、長野市の指定の時からずっと付けられている文書ですが、そこにいろいろ、神楽心得だとか、大神楽では十座やる、中神楽では五座やる、小神楽では三座やる、そういう区別だとか金額だとか、細かいことがいろいろ書かれていまして、それを見ますと、そこに書かれて曲目は、全部今に繋がる、現在行われている曲目なのです。

倭舞については、「元来当社之舞楽ニ非ズ」ということで、お仕着せのように上から習った、春日大社の倭舞が、ここで、正式の座からはずされています。明治の最初の十数年間の混乱というか、苦悩というか、それをまざまざと見たような気がいたしました。

明治16年以降は、そこにも書いてありますように、ちょっと、ごたごた、トラブルはあるのですが、明治33年には倭舞は、ほとんど外されてしましまして、一方、吉備楽の舞は残ってしましまして、現在も曲目の中に入っているのです。この吉備楽の舞は、現在、岡山県では、結婚式の会場でも聞こえるというポピュラーなものらしいのですが、長野県では、この戸隠神社と、もうひとつ中野市上今井の諏訪神社、ここでも、吉備楽の舞が入っています。今回、私はまだ解明できてはいませんが、戸隠だけではないということは申し上げておきます。戸隠神社の場合は、江戸時代から女性が巫女舞を担当していたということも文書から分かります。

神楽奉納の機会で、そこに書きましたけれども、中社、宝光社、奥社、それぞれいろいろな儀式で、奉納の機会がすごく多いです。その他に、いろいろな方、講中がお参りに来ますので、それに乞われて、やることも多いので、ここにも書きましたが、年間70回くらいはやっているだろうと、戸隠の方のお答えです。組織などは、読んでいただくことにしまして、37ページ、現在10曲舞われているものを並べておきました。その6番目の吉備楽の舞は歌につれて舞う優雅なものです。また、三剣の舞というのは、修験系の剣を持って激しく立ち廻る特徴あるものです。

指定理由ですけれども、明治初期の神楽禁止によって全国的に地元氏子に引き継いだ例が多い中で、十数年の中断を経て、再び神職が担うようになって、現在も年回70回という、すごい奉納回数をこなしています。そのために舞や楽の技術も、専門職でやっていますので優れていますし、演技の流れも実に無駄がありません。周辺神社への教授も、どこへ教えたということが、はっきりわかるものも数社あります。なぜかその弟子筋の方が先に県指定なり選択になっておりまして、肝心の戸隠の方は、未だに県指定にもなっていないなかったという、なぜか分かりませんが、そういうことで県内12社の中でも、最も重要な神楽、県内ばかりではなく全国的にも、ご存じと思いますけれど、天岩戸を投げたら戸隠に

飛んだという、逸話があるくらいですから、ぜひ県指定にさせていただきたいと思います。

○井原会長

ご質問をお願いします。

ここで大事なところは、名称が「戸隠神社太々神楽」です。大神楽の中には吉備楽が普通は入りません。ところがここでは入って指定の物件にするというところですので、ここが混乱しないようによく県民に説明しなければいけないところで、そこが一番の特徴ということになるわけです。どうしてこのようになったのかは分かりませんが、これは戸隠神社の性格に関わる非常に面白い問題になってくるわけですが、その点を確認していきたいと思います。

他に何か質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○入江委員

実はなぜ吉備楽を習ったかは私も分かりません。それについて何か文書があるわけでもありません。一方で倭舞をお上からの推薦で一生懸命習っていながら、どうして吉備楽を習ったのでしょうか。その点について神社の方にお尋ねしたのですが、むしろ倭舞に対抗するものとして吉備楽を習ったのだと思いますと二澤先生はおっしゃっておいりました。一つには上から半分押し付けられるようにして習った倭舞、その方たちは自分たちの誇りもありますので、演技をするのに外陣ではなく、内陣の神様のすぐ前でやらせると富田先生が来て言うのです。その時に、倭舞はもともと私たちの神楽ではない。他の太々神楽も巫子舞もみんな外陣でやっているのだから、倭舞だけ内陣でやらせるわけにはいかないと神官が拒否するのです。権威を振りかざすとまでいかないにしろ、そういうものが勘に触ったのか、対抗するために吉備楽を習ったのであろうという推測です。

それともう一つは、吉備楽の舞を長野で習えたのかどうか分からないのです。吉備楽は当時全国的に流行るのですが、どこかに習いに行ったという記録がないのです。倭舞は東京に習いに行ったという詳細な記録があるのですが、吉備楽はどこかに習いに行ったというのはいない。ただ楽譜は残っています。それから、吉備楽の二人の先生の名前で、謝礼を差し上げた記録も残っています。だから明治13年に習ったということは確認できるけれど、その先生がどういう方なのか分かりません。上今井の方では吉備楽とは書いていないけれど、二人の方に舞を習った記録があり、同じ名前なのです。同じ名前なので、その二人が戸隠神社にも教え、上今井にも教えたのか、戸隠神社経由で上今井に教えたのか



は分かりません。上今井にあまり資料がないものですから。吉備楽の舞は幕末に発生したもので、明治ぐらまでは、例えば旧華族の方たちの家庭楽として、結婚式の祭典楽として、新しい歌詞が作られたという記録もあります。かなり愛好された上流階級の優雅な舞であったようです。

○井原会長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

戸隠神社につきましては、他に本尊の聖観音が県宝に指定されているぐらいで、今まで調査がまだまだ遅れているところがございます。今、筑波大学が奥社のスギの遺伝子分析を始めていて、また調査報告書も出ることでしょう。これが県宝に決まれば、ますます新しい関心が向いていくと思います。

○入江委員

神楽だけとは言わずにぜひ文書の整理、資料集を井原先生も含めやっていただきたいと思います。つまりさすが戸隠と思ったのです。いくつも文書を見せてもらいましたが、お尋ねすれば何でも出てくるという感じなのです。明治4年の禁止令についてもきちんと文書が出てくるので、資料集、総合調査をぜひお願いしたいと思います。

○井原会長

戸隠神社は社家が全国でも唯一残っているところで、聚長会、ここが文書を持っています。こういう類例は他には宇佐と出雲ぐらいしかございませんで、他は全て神官組織になっています。そういった点でもまだまだ調査が遅れていますので、皆様のご協力をぜひお願いします。

では、以上で今の件につきまして、本件を長野県無形民俗文化財に指定することが適当である旨答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

ありがとうございます。それでは、無形民俗文化財に指定することが適当である旨答申することに決定をいたします。

○井原会長

では、以上4件につきまして事務局の方から答申書（案）を配布してください。

（事務局で答申書を配布）

○井原会長

ただ今配布されました答申書（案）について、なにかご異議ございましたらお願いいたします。

○井原会長

よろしいでしょうか。ではこれで確認させていただきます。では答申書の交付をいたしたいと思います。

#### 【答申書手交】

長野県宝及び長野県無形民俗文化財の指定について答申。長野県宝に指定する文化財3点、長野県無形民俗文化財に指定する文化財1点、答申をいたします。

《井原会長より小野文化財・生涯学習課長に手交》

## 6 諮問文化財の審議

○井原会長

次に、新たな諮問を受けたいと思います。諮問書の配布をお願いいたします。

○小野文化財・生涯学習課長

#### 【諮問書手交】

長野県文化財保護審議会会長井原今朝男様、に対しまして、次の2件の文化財につきまして、長野県教育委員会として長野県宝に指定したいので文化財保護審議会に諮問いたします。よろしくお願いいたします。

《小野課長から井原会長に諮問書の手交》

○井原会長

それでは、事務局から諮問書の説明をお願いします。

○小野文化財・生涯学習課長

それでは、諮問書についてご説明いたします。

長野県宝の指定を諮問いたします文化財は、阿智村にございます

「あふち安布知神社本殿及び拝殿」並びに、佐久市にございます「けんぼんちやくしよく絹本著色あいぜんみょうおうぞう愛染明王像」でございます。

それでは「あふち安布知神社本殿及び拝殿」からご説明申し上げます。審議会資料の43ページをご覧ください。「名称・員数」、「所在地」「所有者の住所及び氏名」は記載のとおりでございます。44ページに写真、45ページに位置図がありますので、併せてご覧いただければと思います。

安布知神社は、天正元年（1573年）に、領主小笠原氏により現在の地に社殿が造営されたといわれております。小笠原氏転封後、社殿は荒廃したということですが、寛文11年（1671年）本殿が再建され、延宝3年（1675年）4年後でございますが拝殿が建立されました。本殿は、覆屋のなかにある三間社流造、柿葺の規模の大きな社殿でございます。内部には美しい彩色文様が施され、組物等の意匠と合わせ全体として典雅で華やかなものでございます。拝殿は、桁行三間、梁行二間の社殿で、内部の天井は格天井とし、竜や花の絵を描く装飾が残されております。

長野県の神社建築の経過におきまして、まず本殿だけが設置され、その後江戸時代後期に覆屋を架け、やがて拝殿が建てられるという流れが主流の中で、本物件は本殿と拝殿が同時期の建築であることは建築史において貴重なものです。また本殿内陣及び拝殿の格天井などに豪華な装飾が良好に残っていることも貴重でございます。

続きまして、「けんぼんちやくしよくあいぜんみょうおうぞう絹本著色愛染明王像」をご説明申し上げます。

資料の46ページをご覧くださいと思います。「名称・員数」、「所在地」「所有者の住所及び氏名」は記載のとおりでございます。47ページに写真、48ページに位置図がありますので、あわせてご覧いただければと思います。

本明王像は仏具表具仕立ての条幅で、縦92.5センチメートル、横51.5センチメートルの絹本製の密教画でございます。製作期は鎌倉末から南北朝にかかる頃の14世紀と判断されております。本明王像は愛染明王像の典型的な画像を描いておりまして、表現の点では当時の優れた線描の技術が各所にうかがわれるものでございます。本県には鎌倉時代に遡る本格的な密教画は少なく、本明王像は貴重な仏教絵画資料であり、歴史的・文化的価値が高いものでございます。

以上、2件につきまして諮問させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○井原会長

ありがとうございました。では、「安布知神社本殿及び拝殿」のご説明につきましてご意見がございましたらお願いいたします。

部会でも問題が出ておりましたが、部会長さんお願いします。

○土本委員

「概況と特色」の1段落目、下から2行目の「本社所蔵の神宣状」という表現は検討する必要があるのではないかと、というご意見いただきましたので究明したいと思います。もう一つ、本殿と拝殿がほぼ同時期の建築ということの背景は何か、という質問をいただきましたので、今後の調査で究明していきたいと思っております。以上です。

○井原会長

ありがとうございました。他にご発言ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

では続けました、「絹本著色愛染明王像」についてご質問がありましたらお願いいたします。これにつきましても部会のほうから意見がありましたので、部会のほうからお願いします。

○土本委員

画像を見ての議論で、「弓を持っている手の表現が違うのではないかと」、ということで、訂正する必要があるのではないかとということでした。

もう一つ、赤外線での撮影はどうかということで、歴史館に軽トラックに載せて移動可能な赤外線撮影機器があるということなので、それを利用して調査を進めていきたいということとなりました。

○井原会長

ありがとうございました。今まで長野県の中で、密教絵画で室町時代のものとしてはこれが最初の指定物件となるということです。絹本で三幅継ぎの様子はわかるのですが、吉村委員によりますとだいぶ絹本が傷んできており、できたら赤外線撮影できちんと調査をしたいというお話がございました。せっかくの機会なので、審議会の事務局のほうから正式に県の歴史館の方へ依頼をして共同調査を行ってもらえば、きちんとした県民への説明も、資料を添えてわかりやすくできますので、非常にいいご意見だと思います。では審議会として確認させていただいてよろしいでしょうか。

他にございますか。それではこの2件につきましては、担当委員を各部会で決めていただきまして、よろしく調査をお願いいたします。

## 7 その他

### ○井原会長

次に、「その他」といたしまして、委員各位から何かございますか。  
また事務局から何かございませんか。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので本日の審議会を閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

## 8 閉会

### ○高橋課長補佐兼文化財係長

長時間にわたる慎重なご審議、大変ありがとうございました。

ここで、小野文化財・生涯学習課長から御礼のご挨拶を申し上げます。

### ○小野文化財・生涯学習課長

本日のご審議につきまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心なご審議をいただき、大変ありがとうございました。

本日答申をいただきました、4件の文化財につきましては、指定に向けまして所定の手続きを進めさせて頂きましますのでよろしくお願いいたします。なお、指定後は、県指定文化財として適切に保存されるよう努めてまいる所存でございます。また、本日、審議会に諮問をいたしました案件をご担当いただきます委員さんにおかれましては、今後の調査等につきましてよろしくお願いしたいと思います。

今後とも、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お礼のあいさつとさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

### ○高橋課長補佐兼文化財係長

以上を持ちまして、平成26年度第2回長野県文化財保護審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

平成27年2月6日

議事録署名委員 土本 俊和

議事録署名委員 熊田 由美子